

研究活動における生成系 AI の利用について

本学におけるデジタルの画像・動画、音声・音楽、文書及びプログラムコードなどのテキストを生成する AI (生成系 AI) に対する考えについては、令和 5 年 5 月 9 日付け「鹿児島大学における生成系 AI の利用について」で学生・教職員に向けて通知しています。

同通知に記載しているとおり、生成系 AI は、適切に使用されれば有用なツールとなりえますが、多くの問題点やリスクも抱えていることから、本通知では一般的な注意に加え研究活動に係る注意事項を補足します。

なお、教育のうち、研究(論文)指導については本通知の対象とし、それ以外は、「教育における生成系 AI の利用について」(教員向け)に従うこととします。

【注意事項】

1. サイバーセキュリティの観点から

研究を遂行する上で、未公開の研究成果やデータをインターネットのクラウド上に保存し研究グループで共有したり、研究支援の用途で生成系 AI や翻訳サイトを利用したりすることが考えられます。そうした場合、入力した情報が部分的にまたは完全に意図せずに流出・漏洩してしまうことが懸念されます。

2. 論文作成における利用の観点から

論文著者は生成系 AI を使用する場合、透明性を確保し、どのように使用したかの情報を提供することが必要です。論文を執筆する際は、まず投稿を考えている学術誌の投稿規程を読み、生成系 AI の利用に関する規則を確認してください。

例えば、Nature と全てのシュプリングーネイチャーの学術論文誌は以下の2つの原則を定めています。

(1) 大規模言語モデル(LLM: large language model)が研究論文の著者としてクレジットされることは認められない。これは原著者の帰属が論文に対する説明責任を負うため、AI はそのような責任を負うことはできない。

(2) LLMを利用した研究者は、方法(method)または謝辞(acknowledgement)にLLMを利用したことを明記すべきである。方法や謝辞が含まれていない場合は、導入部(introduction)または別の適切な項目にLLM ツールを利用したことを明記すること。

(参考) Nature 誌の投稿規定の記載(一部抜粋)

Authors. Corresponding author(s) should be identified with an asterisk. Large Language Models (LLMs), such as ChatGPT, do not currently satisfy our authorship criteria. Notably an attribution of authorship carries with it accountability for the work, which cannot be effectively applied to LLMs. Use of an LLM should be properly documented in the Methods section (and if a Methods section is not available, in a suitable alternative part) of the manuscript.